

○分賦基本水量等の決定について

制 定 昭和61年3月15日議案第1号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、昭和61年度から昭和63年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のとおり定める。

昭和61年度から
昭和63年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和61年度から昭和63年度までについて別表のとおり定める。

別 表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	1日 最大 給水量	分 基本 水量	1日 最大 給水量	分 基本 水量	1日 最大 給水量	分 基本 水量	1日 最大 給水量	分 基本 水量
61	574,900 596,011	150,478,004	254,062 255,264	65,117,423	111,588 117,275	29,478,263	27,450 35,450	8,374,275
62	596,011	152,698,128	255,264	65,398,710	117,275	30,046,038	35,450	9,082,290
63	596,011	152,280,920	255,264	65,220,025	117,275	29,963,945	35,450	9,057,475

(注) 昭和61年度の1日最大給水量の上段は6月30日までの1日最大給水量と、下段は7月1日から1日最大給水量とする。